

7 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年7月11日

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。

御意見を願います。

村岡委員

私どもは議請第9号、10号について討論を行いたい。その理由は、前回も申し上げたが、埼玉県議会で討論を原則行わないと決めた大きな理由が、繰り返し同様の趣旨の請願が出されたということだと記憶している。そういう点では、今回の9号、10号は初めて出された内容の請願である。それに照らせば、ぜひ賛成であれ、反対であれ、意見を本会議場で発言することが大事である。何よりも内容が、岩手県議会を含めて全国で160以上の自治体で反対もしくは慎重な審議を求めるとの意見が挙げられているものである。また、世論調査でも6割以上が閣議決定の撤回を求めている。埼玉県議会で、賛成、反対のそれぞれの立場から堂々と論戦をすべきであり、ぜひ、討論を認めていただきたい。

小島委員

請願に対する討論は、原則行なわないことを申し合わせており、今回の請願についても討論を行う特段の必要はない。あえて本会議で討論を行う必要は全くないと思う。

高木委員

私たちは6号、9号、10号の討論を行いたい。先ほど村岡議員も発言していたが、原則とは何

かという議論を踏まえると、繰り返し出てきてないものは認めるということが、逆に考えられるのではないか。かつ、本県議会は委員会の議事録を一般県民が見られる状況ではないため、委員会でどういう討論が行われて請願の採択、不採択がそれぞれの会派から主張されて決定したかが分からないため、ぜひ本会議で討論をすべきと考える。

権守委員

公明党としては、討論の必要は特段ないと考えている。

野本委員

一言発言させていただく。請願について討論をするということは、議案提出権との関係で問題がある。議会の議案提出権は厳密に規定されているが、請願は委員会で審査されたことで、直ちに本会議で議案と同じ条件で討論を行うということになり、議案の提出権とのバランスが取れないと思う。議案提出権は議員8人以上だが、請願の提出は紹介議員が1人でもでき、それを本会議で討論すると、10でも20でもできることになる。それでは議案の提出権とのバランスが取れていない。討論はどうしても必要なものだけ行い、何度も繰り返しやるようなものについては避けるべきであり、反対する。

委員長

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

了 承